

## 令和7年度茨城県肝炎対策協議会次第

日時：令和8年1月28日(水)17:00～  
(Web開催)

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 茨城県肝炎対策協議会の公開・非公開の決定について
- (3) 肝疾患専門医療機関の登録について【資料1】
- (4) 本県の肝炎対策について【資料2】
- (5) 肝疾患診療連携拠点病院事業の実施状況【資料3-1】 【資料3-2】
- (6) 令和8年度の肝炎対策に係る取組(案)について【資料4】

### 4 その他

### 5 閉 会

#### 【配付資料】

・ 次第、委員名簿、茨城県肝炎対策協議会設置要項、茨城県肝炎対策協議会公開規程

【資料1】 肝疾患専門医療機関の登録について

【資料2】 本県の肝炎対策について

【資料3-1】 肝疾患診療連携拠点病院事業の実施状況（日立総合病院）

【資料3-2】 肝疾患診療連携拠点病院事業の実施状況（東京医科大学茨城医療センター）

【資料4】 令和8年度の肝炎対策に係る取組(案)について

【参考資料1】 茨城県肝疾患専門医療機関登録要項

【参考資料2】 市町村の陽性者フォローアップ事業実施状況

【参考資料3】 市町村別受検率グラフ

【参考資料4】 妊婦健康診査に基づく陽性者フォローアップ実施状況

## 茨城県肝炎対策協議会設置要項

### (設置)

第1条 検査・治療・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため、茨城県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 要診療者に対する保健指導
- (2) かかりつけ医と専門医療機関の連携
- (3) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (4) 受診状況や治療状況等の把握
- (5) 医療機関情報の収集と提供
- (6) 人材の育成
- (7) その他肝炎対策に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任をされることを妨げない。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、茨城県保健医療部長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、有識者等、委員以外の者を会議に出席、説明、又は意見を述べさせることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とするものとする。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 会議において、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第7条に定める情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について調停、審査、諮問又は調査を行うとき。
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。
- 2 会議の資料は、前項の規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。

3 会議の公開、傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成19年7月1日から施行する。

この要項は、平成20年6月27日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年5月10日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年8月3日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年6月2日から施行する。

別表（茨城県肝炎対策協議会委員）

区分	
拠点病院	茨城県肝疾患診療連携拠点病院
学識経験者	一般社団法人日本肝臓学会認定肝臓専門医
関係団体の代表	一般社団法人茨城県医師会
	公益社団法人茨城県歯科医師会
	公益財団法人茨城県総合健診協会
当事者	肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族
行政関係	市町村関係者
	保健所の代表

## 茨城県肝炎対策協議会公開規程

### 1 趣旨

茨城県肝炎対策協議会の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、県政への県民参画を推進するとともに、県政の透明性、公平性を向上させるため、茨城県肝炎対策協議会設置要項第7条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### 2 会議の公開の基準

会議は、原則公開とするものとする。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 会議において、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第7条に定める情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について調停、審査、諮問又は調査を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

### 4 公開・非公開の決定

- (1) 会議の公開・非公開の決定は、茨城県肝炎対策協議会委員長（以下「委員長」という。）が会議に諮って行うものとする。
- (2) 会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 会議を公開で行うときは、傍聴を認める定員を予め定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 委員長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

### 6 会議開催の周知

- (1) 会議を開催するに当たっては、会議開催の1週間前までに次の事項をインターネットの県ホームページに掲載するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りではない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 公開・非公開（非公開のときはその理由）
- ⑥ 傍聴者の定員
- ⑦ 傍聴手続き
- ⑧ 問い合わせ先

### 付則

この規程は、令和7年6月2日から施行する。

令和 8 年 1 月 2 8 日 (水)  
令和 7 年度茨城県肝炎対策協議会  
茨城県保健医療部疾病対策課

# 本県の肝炎対策について

## <説明内容>

- 1 第 3 次茨城県肝炎対策指針の評価
- 2 肝炎ウイルス検査
- 3 重症化予防事業
- 4 肝炎治療特別促進事業
- 5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- 6 人材育成
- 7 本県の肝疾患診療連携体制
- 8 令和 7 年度の肝炎対策に係る取組状況について

## (1) 肝炎の予防のための施策

- ・2030年度までのC型肝炎の撲滅がWHOの目標
- ・本県の肝炎治療費助成事業の認定者数減少も、撲滅には至っていない

## (2) 肝炎ウイルス検査の実施体制の充実

- ・保健所・市町村でのウイルス検査件数が減少
- ・職域での肝炎ウイルス検査の実施状況や検査後対応が把握できていない
- ・手術前検査の際に実施される肝炎ウイルス検査の結果説明が不十分

## (3) 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・肝炎医療提供体制の推進及び手術前検査結果の告知徹底への理解・周知が必要
- ・陽性者の医療機関受診へのフォローアップ体制構築と肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の更なる周知が必要

## (4) 肝炎予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- ・これまでに養成した肝炎医療コーディネーター（1081人(R5.4)）の活動活性化が必要
- ・各種講習会周知による職域での肝炎予防対策強化が必要

## (5) 肝炎患者に関する啓発及び肝炎患者等の人権の尊重とその支援

- ・肝炎医療コーディネーターの活動支援のための活動媒体の作成が必要
- ・肝臓週間での関係機関一体となった効果的な啓発活動の実施が必要
- ・将来への不安解消、不当な差別偏見を防ぐための相談体制の充実

## (1) 肝炎の予防のための施策

- ・肝炎の周知・理解促進、肝炎ウイルス検査の受検奨励
- ・持続感染者に対して、家族や性パートナーへの肝炎ウイルス検査の受検を推奨
- ・持続感染者家族や感染リスクの高い医療従事者等に対するB型肝炎ワクチンの接種勧奨
- ・母子感染予防のための肝炎ウイルス検査の受検奨励及びB型肝炎ワクチンの定期接種実施への支援

## (2) 肝炎ウイルス検査の実施体制の充実

- ・保健所でのB型・C型肝炎ウイルス検査の実施件数の目標を、それぞれ1500件以上/年
- ・新規陽性者の医療機関受診率70パーセント以上達成及び40歳以上の肝炎検査受検率向上を市町村に働きかけ
- ・従業員に対する肝炎ウイルス検査受検奨励の職域による取組の一層の推進
- ・手術前等検査の際に行われる肝炎ウイルス検査の結果説明の実施を医療機関に要請
- ・検査陽性者に対する医療機関での受診勧奨実施を検査実施主体に働きかけ
- ・肝炎ウイルス検査の状況把握と分析の実施及び効果的なウイルス検査受検奨励方法の検討

対策

(3) 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・ 検査陽性者に対する精密検査受診の啓発
- ・ 検査陽性者に対する健康増進事業によるフォローアップ事業の実施を全市町村に要請
- ・ 肝炎に係る助成制度等の周知を強化
- ・ 拠点病院とかかりつけ医等との地域連携や災害に備えた環境整備の取組を支援

(4) 肝炎予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- ・ 市町村、地域医療機関、職域分野で活動する肝炎医療コーディネーターの育成推進
- ・ 全ての拠点病院及び肝炎疾患専門医療機関、保健所、市町村への肝炎医療コーディネーターの配置及び人材育成
- ・ 肝炎医療コーディネーターの活動内容の共有及び活動支援

(5) 肝炎患者に関する啓発及び肝炎患者等の人権の尊重とその支援

- ・ 肝炎医療コーディネーターの活動状況や啓発資材のニーズを把握し、効果的な啓発資材を作成
- ・ 肝炎についての基本的な理解の醸成及び関係機関と連携した普及・啓発活動の肝臓週間での集中実施
- ・ 肝炎医療コーディネーター、拠点病院及び肝疾患相談センターの県民への周知及び相談体制の充実
- ・ 肝炎患者との意見交換等による不安解消及び要望施策の実現、肝炎に関する正しい知識の全県民への普及

目標

番号	目標項目	現状値	目標値 (R11年度末)	
1	肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）	3.69	2.3以下	
2	肝炎ウイルス検査受検機会の拡大			
	保健所（年間件数）	B型肝炎ウイルス検査	437件	1,500件
		C型肝炎ウイルス検査	437件	1,500件
3	市町村	40歳の受検率	6.2%	10.0%
4	肝疾患専門医療機関における肝炎ウイルス検査結果の文書での告知率	5/27 (18.5%)	全数	
5	市町村検査における新規陽性者の医療機関受診率	68.1%	70%	
6	肝炎医療コーディネーターの配置			
	保健所	88.8% (8/9保健所)	全数 (9/9保健所)	
	市町村肝炎担当部署	88.6% (39/44市町村)	全数 (44/44市町村) <sup>β</sup>	

# 1 第3次茨城県肝炎対策指針の評価について

計画期間  
令和6年度～令和11年度

番号	目標項目		【策定時】 R4年度	R5年度 (参考値)	R6年度	目標値	達成状況
1	肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）		3.69 (R3)	4.00 (R4)	3.66 (R5)	2.3以下	B
肝炎ウイルス検査受検機会の拡大							
2	保健所（年間件数）	B型肝炎ウイルス検査	437件	1,190件	1,354件	1,500件	B
		C型肝炎ウイルス検査	437件	1,174件	1,334件	1,500件	B
3	市町村	40歳の受検率	6.2%	5.9%	7.4%	10.0%	B
4	肝疾患専門医療機関における肝炎ウイルス検査結果の 文書での告知率		5/27	11/27	14/29	全数	B
			18.5%	40.7%	48.3%		
5	市町村検査における新規陽性者の医療機関受診率		68.1%	70.5%	66.1%	70%	B
肝炎医療コーディネーターの配置							
6	保健所		88.8%	88.9%	100%	全数	A
			(8/9保健所)	(8/9)	(9/9)		
	市町村肝炎担当部署		88.6%	88.6%	100%	全数	A
			(39/44市町村)	(39/44)	(44/44)		

- 1 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（人口動態統計）（令和3（2021）年）
- 2、3、5、6 茨城県健康推進課「肝炎ウイルス陽性者フォローアップ状況調査」（令和4（2022）年度）
- 4 茨城県健康推進課「肝炎ウイルス検査結果の告知に関するアンケート」（令和5（2023）年7月）

A: 目標達成  
B: 目標達成できておらず更なる取り組みが必要  
C: 目標達成が困難

# 2 肝炎ウイルス検査

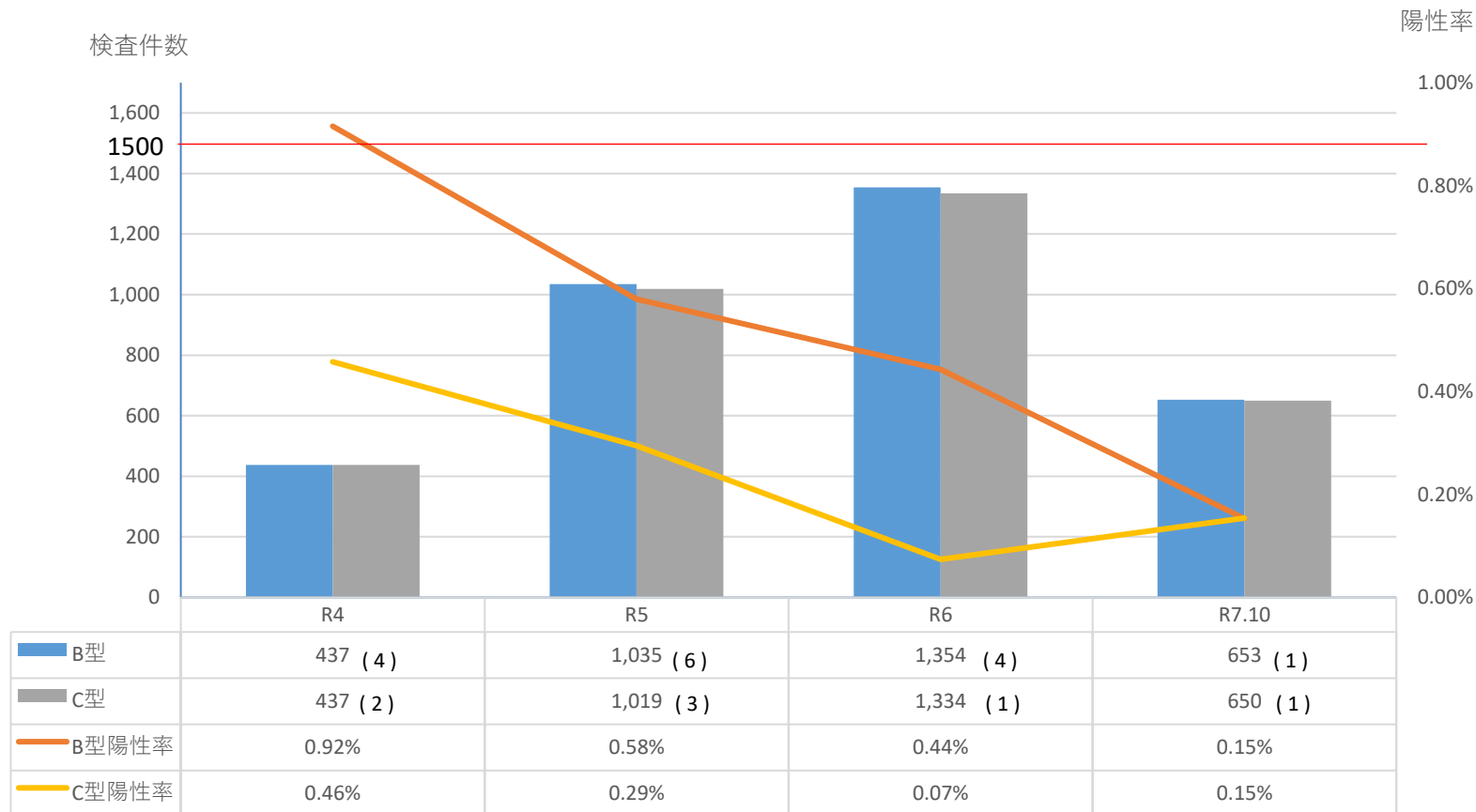
## (1) 特定感染症検査等事業 ※平成14年度～

○根拠法令：感染症予防法

○概要：各保健所において、無料・匿名で検査を実施している。

○検査件数について一時新型コロナウイルス感染症の影響で減少したが、R4以降は増加傾向である。しかし、目標値のB型、C型各1,500件は達成出来ず。 → 啓発を図る必要がある。

### 保健所における検査件数及び陽性率



( )内は陽性者数

※ R6は水戸市保健所実施分を含む

# 2 肝炎ウイルス検査

## (2) 健康増進事業 ※平成14年度～（※H14～19は老人保健法に基づく保健事業として）

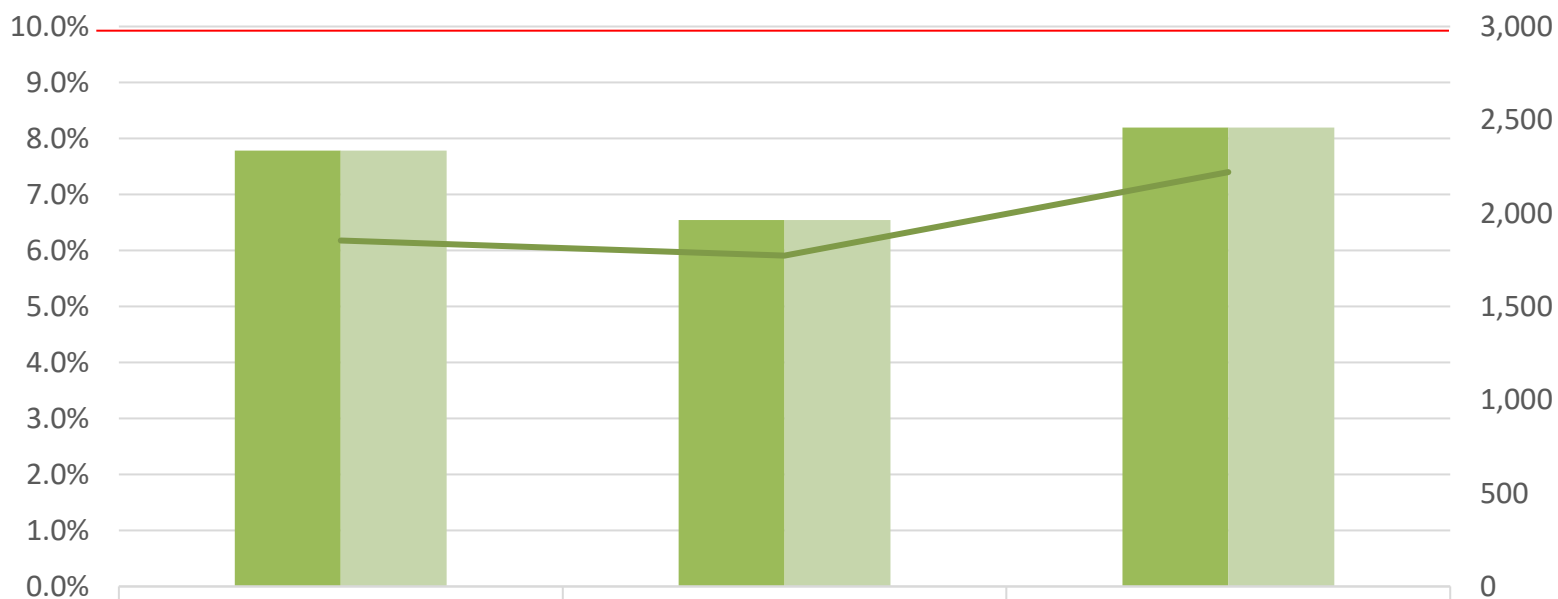
○ 根拠法令：健康増進法

○ 概 要：各市町村において、満40歳時に肝炎ウイルス検査を実施している。

### ①市町村40歳検診受検率及び受検者数

○ 受検率について、R6 増加したが、目標値の10%は達成出来ず。

➡市町村によって受検率に差があるため、受検率の高い市町村の取組みを情報共有し、受検率の向上を図る。



	R4	R5	R6
B型受検者数	2,336 (4)	1,964 (0)	2,459 (3)
C型受検者数	2,336 (0)	1,964 (0)	2,459 (1)
受検率	6.2%	5.9%	7.4%

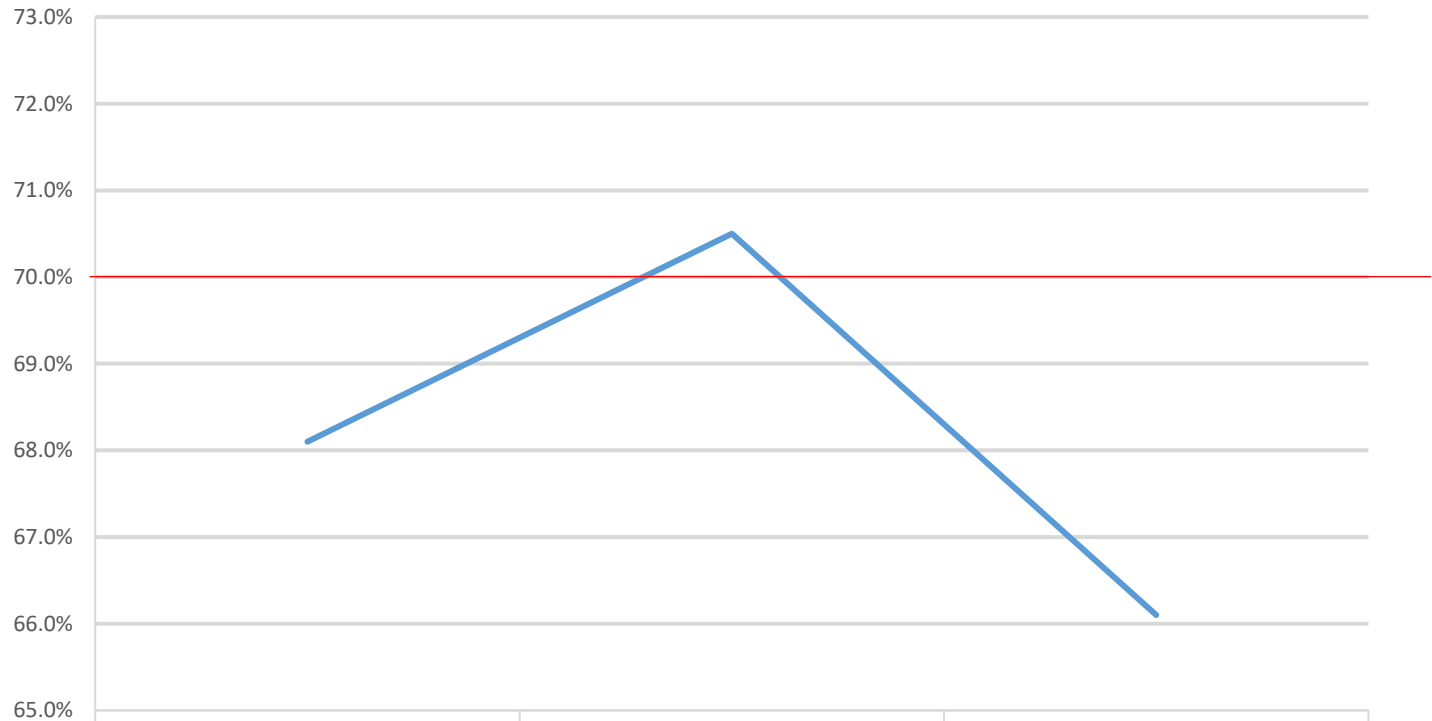
■ B型受検者数      ■ C型受検者数      — 受検率

( )内は陽性者数

# 2 肝炎ウイルス検査

## ②陽性者の医療機関受診率(市町村健診)

○ 60%を超えて推移しているが、R6年度は目標値の70%を満たしていない。



	R 4	R5	R6
受診率	68.1%	70.5%	66.1%
陽性者数	86	69	76
受診者数	49	43	41
既に受診済みであった人数	14	8	14

## 2 肝炎ウイルス検査

### (3) 妊婦健康診査

- 根拠法令：母子保健法
- 概要：各市町村、妊婦に対する健康診査を実施している。

#### ① R6年度 受検率及び受検者数

○ 今年度より調査開始。妊婦検診のため、受検率が高い。

対象者数	B型検査受診者数			C型検査受診者数		
	受検者数	陽性者数	受検率	受検者数	陽性者数	受検率
14,818人	14,426人	20人	97.4%	14,425人	29人	97.3%

#### ② R6年度 陽性者の医療機関受診率(妊婦)

○ 受診結果の確認を行っていない市町村があることが分かった。→フォローアップのスライド参照  
産後に受診予定の人、外国人のため追跡不能の方も多い。

陽性者数	把握している受診者数	すでに受診済みであった人数	把握している受診率
49人	26人	5人	59.1%

# 3 重症化予防事業

## (1) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業 ※平成27年度～

- 目的：肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者についてフォローアップを行うことにより、陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎の重症化の予防を図る。
- 概要：保健所が行う肝炎ウイルス検査による陽性者、又は市町村が行う肝炎ウイルス検査による陽性者等に対し、本人の同意を得た上で、調査票を年1回送付することなどにより、医療機関の受診状況等を確認する。
- 実施機関：保健所、市町村

### 【保健所・市町村別実施状況】

#### ●保健所検査

	R4	R5	R6
陽性者(※1)	6	9	7
実施人数	2	4	1
実施率	25.0%	44.4%	14.3%

### 【未実施者の内訳】

#### ●保健所検査

理由	R4	R5	R6
・確認を行うことの同意が取れなかった	2	1	2
・本人と連絡が取れなかった	1	3	2
・既に医療機関を受診済みであった	1	1	1
・その他(転出等)			1

未実施の理由として例年、「同意が取れなかった」「連絡が取れなかった」が多い。効果的な手法の検討が必要。

#### ●市町村検査

	R4	R5	R6
陽性者(※1)	86	69	76
実施人数	51	45	41
実施率	59.3%	65.2%	53.9%

(※1) 新規陽性者及び認識受検者(既に医療機関受診済の者等)

#### ●市町村検査

理由	R4	R5	R6
・確認を行うことの同意が取れなかった	5	3	6
・本人と連絡が取れなかった	13	10	13
・既に医療機関を受診済みであった	14	8	14
・その他(転出、受診意思なし等)	3	3	2

# 3 重症化予防事業

## (2)陽性者に対するフォローアップ(受診状況確認)(妊婦) ※令和4年度～

○ 根拠法令：母子保健法

○ 概 要：妊産婦に対する健康診査の結果、保健指導を要する者に医師の診療を受けることを勧奨する。

○ 今年度より調査開始。

○ R3年度調査よりは改善しているが、陽性者に受診勧奨・受診状況確認を行っていない市町村があることがわかった。実施について協力を依頼予定。

### 【R6年度実施状況】

陽性者数	実施人数	実施率
49	20	40.8%

### 【未実施者の内訳】

理 由	R6
・確認を行うことの同意が取れなかった	0
・本人と連絡が取れなかった	5
・既に医療機関を受診済みであった	5
・外国の方で里帰出産のため連絡が取れない	4
・その他（確認中1名、今年度実施予定4名、転居1名）	6
・実施していない市町村	9

### 【R6年度 受診確認をおこなっている市町村数】

実施している(陽性者がいた場合は実施予定) 市町村	36
実施していない市町村	6
対応未定(過去陽性者がいない)	2

実施していない理由（聞き取り）

- ・医療機関にパンフレット等を渡して任せている
- ・市町村に結果が届くまで時間がかかる
- ・妊婦検診の継続をしていない場合には介入する

### <参考>R3年度調査

妊婦検診のウイルス性肝炎検査フォローアップ についての市町村調査	有	無
検査結果の確認	39	5
陽性者の受診確認	22	1022

# 3 重症化予防事業

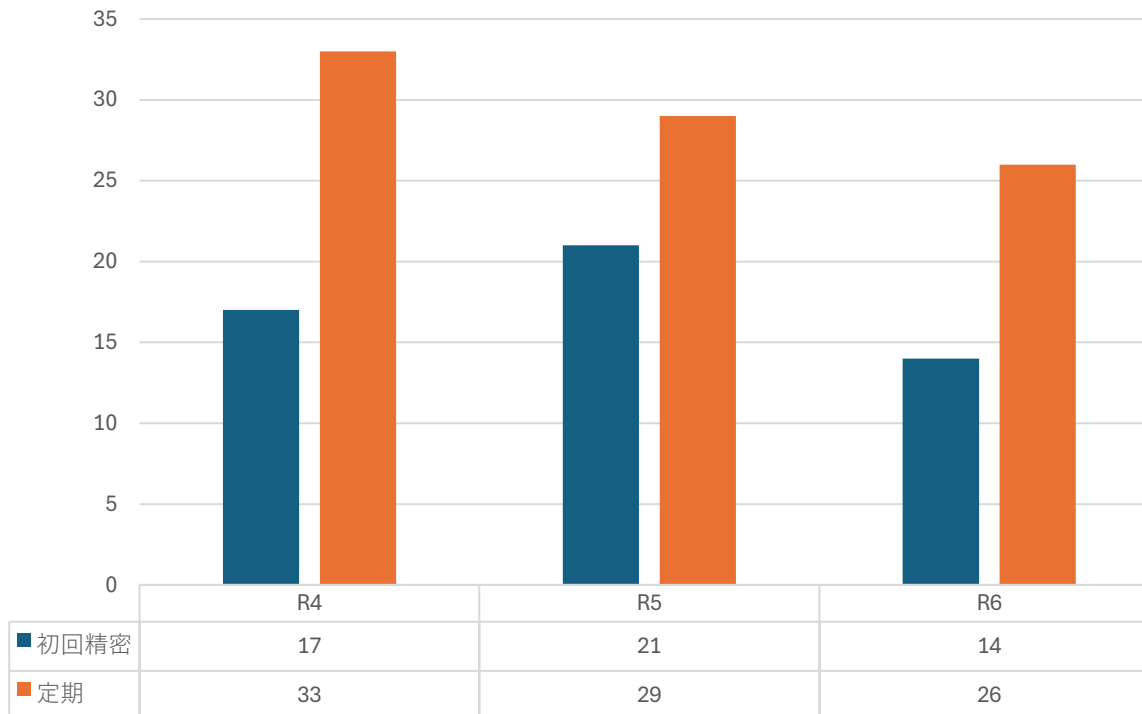
## (3) 検査費用助成事業 ※平成27年度～

### ○概要

- ・ 初回精密検査費用助成：検査で陽性となった方が最初に受診する精密検査の費用助成
- ・ 定期検査費用助成：肝炎ウイルス感染による慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者への定期検査費用の助成

○ 初回精密件数、定期検査の件数はR6減少  
➔ 事業の周知が課題。

### 【助成件数実績】



# 4 肝炎治療特別促進事業 ※平成20年度～

## (1) 概要

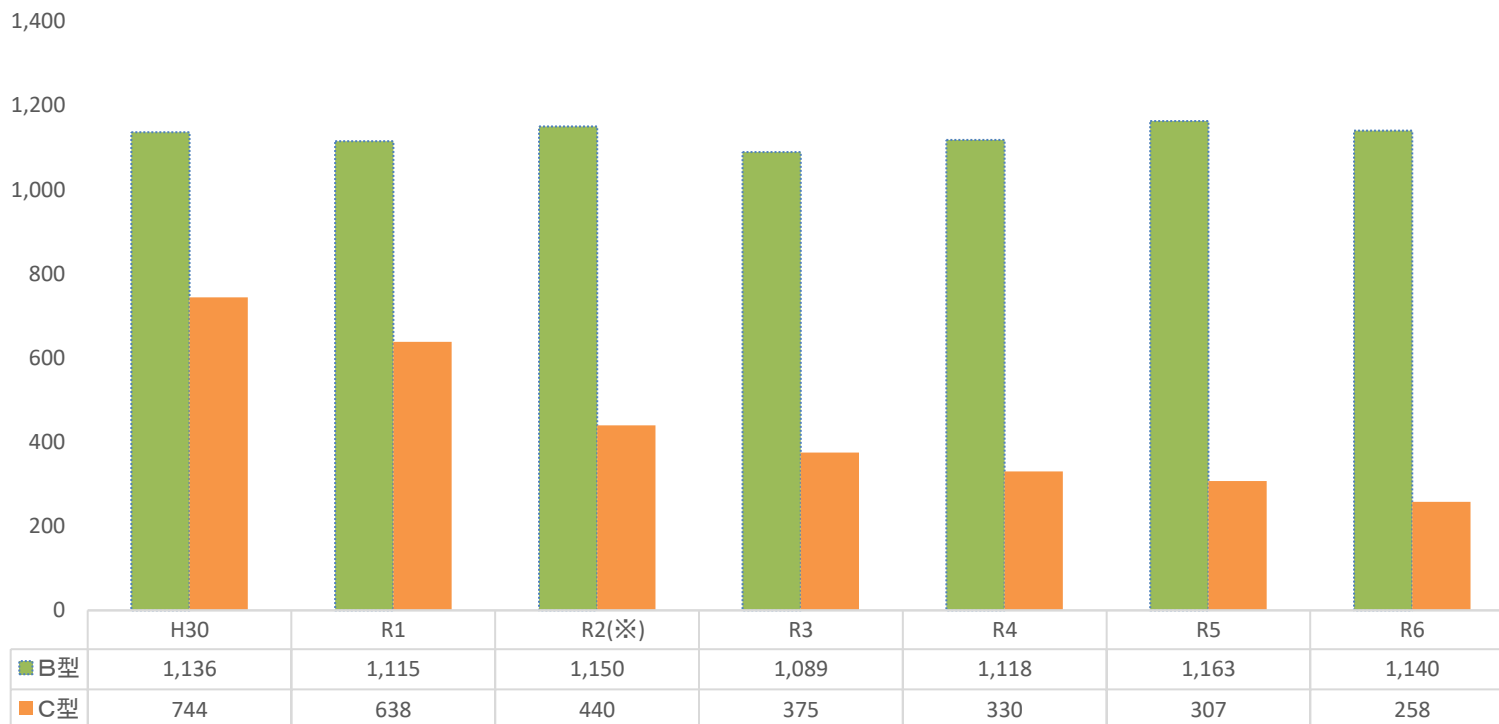
- ・ B型・C型肝炎ウイルスに対する抗ウイルス治療の医療費を助成することにより、患者の医療機関受診を容易にし、肝炎の早期治療を促進することにより、肝がんの予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図る。

## (2) 対象医療(抗ウイルス治療)

- ・ C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロンフリー治療及びインターフェロン治療
- ・ B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療

○ B型は横ばいで推移しているが、C型は減少傾向。

### 【肝炎治療受給者証交付状況】

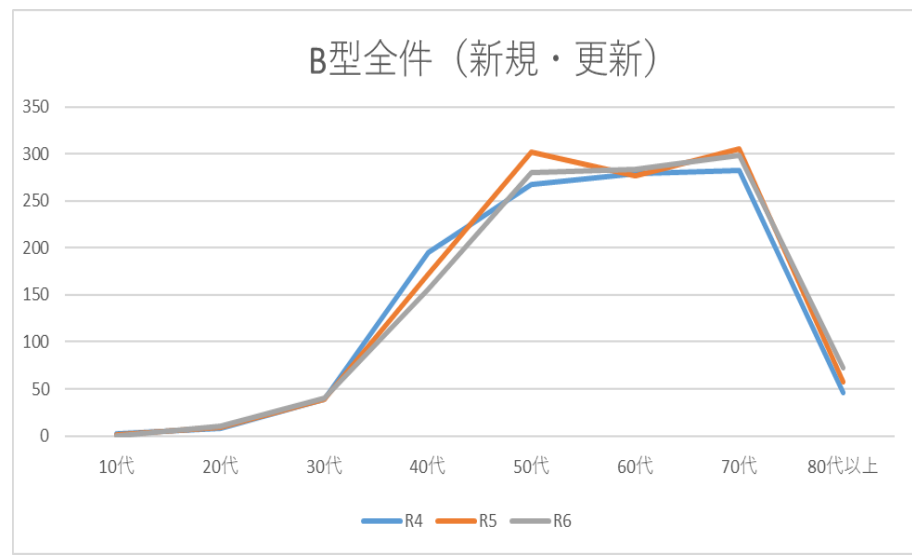
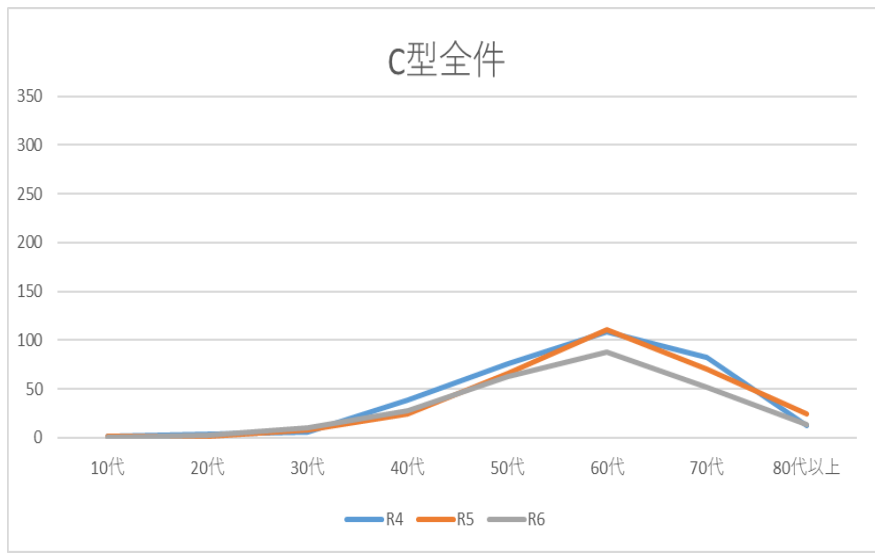


※新型コロナウイルス感染症の影響による自動延長者含む

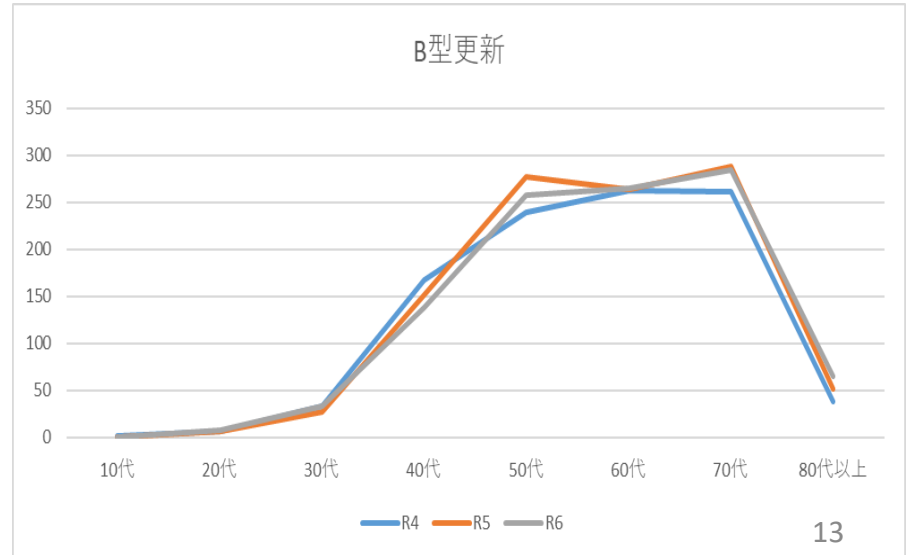
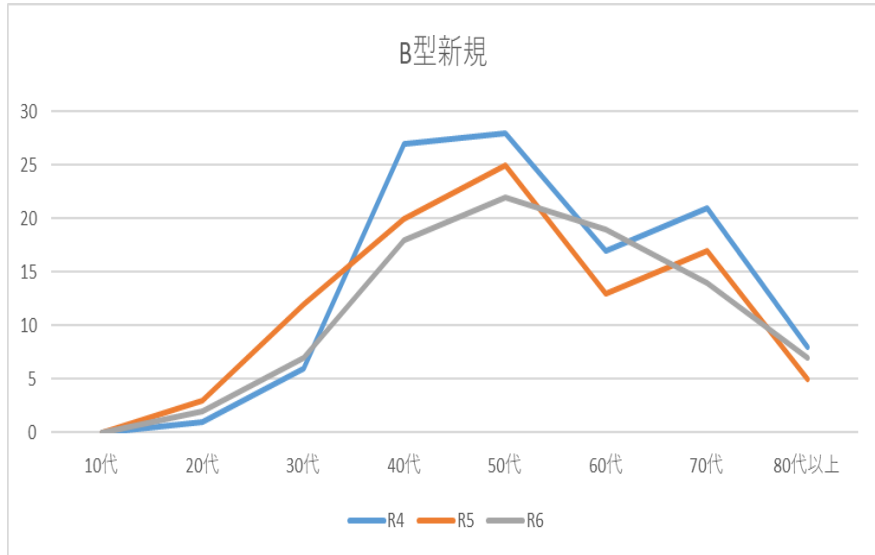
# 4 肝炎治療特別促進事業 ※ 平成20年度～

B型新規では20代、30代にも一定数交付者がいる。若年層にも検査の受検勧奨を行う必要がある。

## 【受給者証交付件数(年齢別)】



## 【B型交付件数内訳(年齢別)】



## (1) 概要

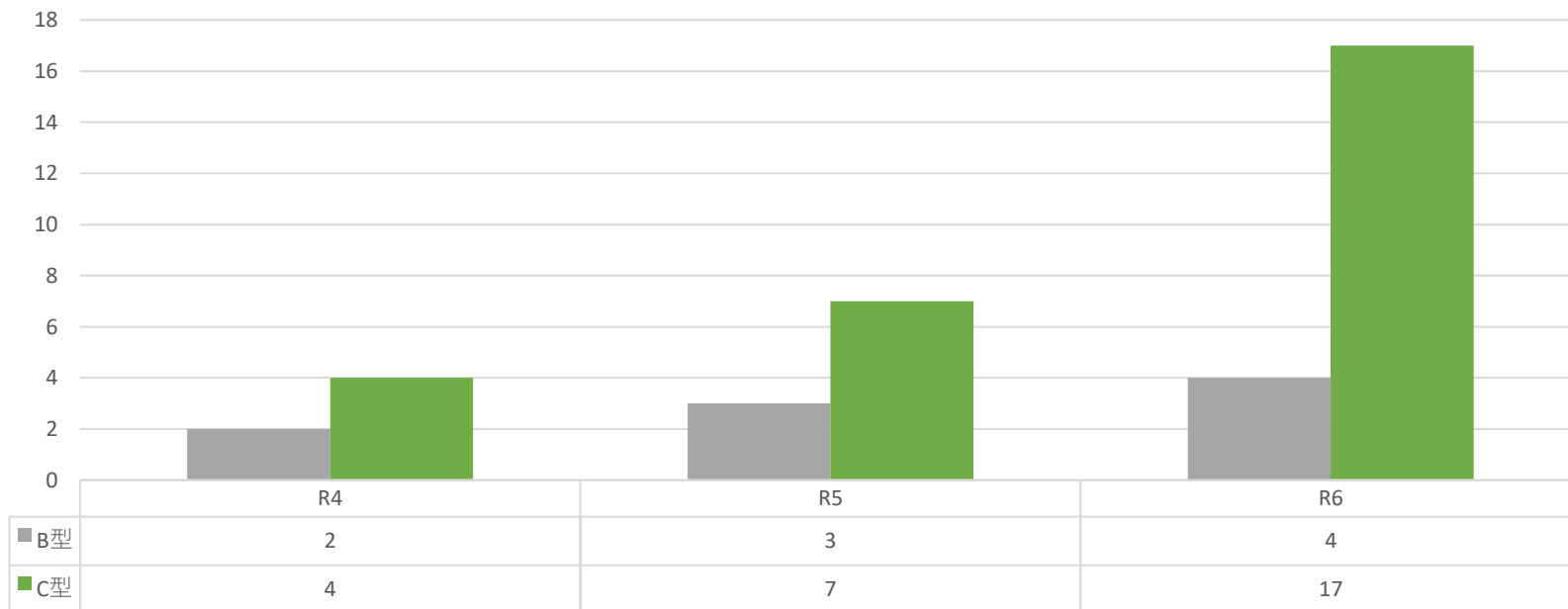
- 医療費助成
  - ・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代謝性肝硬変）患者の医療費の負担軽減
- 研究事業
  - ・ 国の研究班における肝がん・重度肝硬変治療に係るガイドライン作成に活用するなど、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

## (2) 対象者の要件

- B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者（保険診療）
- 世帯年収が約370万円未満
- 厚生労働省の研究班による治療研究への臨床情報提供に同意

○参加者証発行数は年々増加しており、特にR6は制度の改正もあり増加した。継続して周知していく。

### 【参加者証発行状況】



※ R3、R6に事業の見直しによる、医療費助成の条件緩和

## 6 人材育成 ※平成26年度～

### (1) 肝炎医療コーディネーター養成事業（委託先: 肝疾患診療拠点病院）

#### ○趣旨

- ・肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関等の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにする役割をになう肝炎医療コーディネーターを養成する。
- ・肝炎医療コーディネーター数1,149名（R6.4.1現在）

#### ○講習内容

- ・肝疾患に関する基礎的な内容、肝炎治療に関する最新情報 等

#### 【肝炎医療コーディネーターの配置状況】

- 目標値である、保健所、市町村の全数配置を達成。  
→ 異動や有効期間等により変動があるため、年度当初に配置状況把握と保健所・市町村に受講勧奨を行う。（R6.4.1時点で全保健所に配置、R6.4.1時点で未配置の市町村には個別に受講勧奨を実施した。）
- R6以降は介護関係者にも受講勧奨を実施し、介護施設職員や包括支援センターの受講者も増えている。

	R4	R5	R6
保健所	88.9% (8/9)	88.9% (8/9)	100% (9/9)
市町村	88.6% (39/44)	88.6% (39/44)	100% (44/44)

※年度末時点の配置状況

# 6 人材育成 ※平成26年度～

## (2) 肝炎医療研修会（委託先：肝疾患診療拠点病院）

### ○趣旨

- ・肝疾患に関する最新の知見を得るための研修会を実施し、肝炎医療に携わる医師の一層の資質の向上を図る。
- ・「肝炎治療受給者証の交付申請に係る医師の診断書（※）」を記載することができる医師を、日本肝臓学会の肝臓専門医又は肝炎医療研修会受講修了医師に限定。

（※）C型非代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療の診断書の記載は肝臓専門医のみ

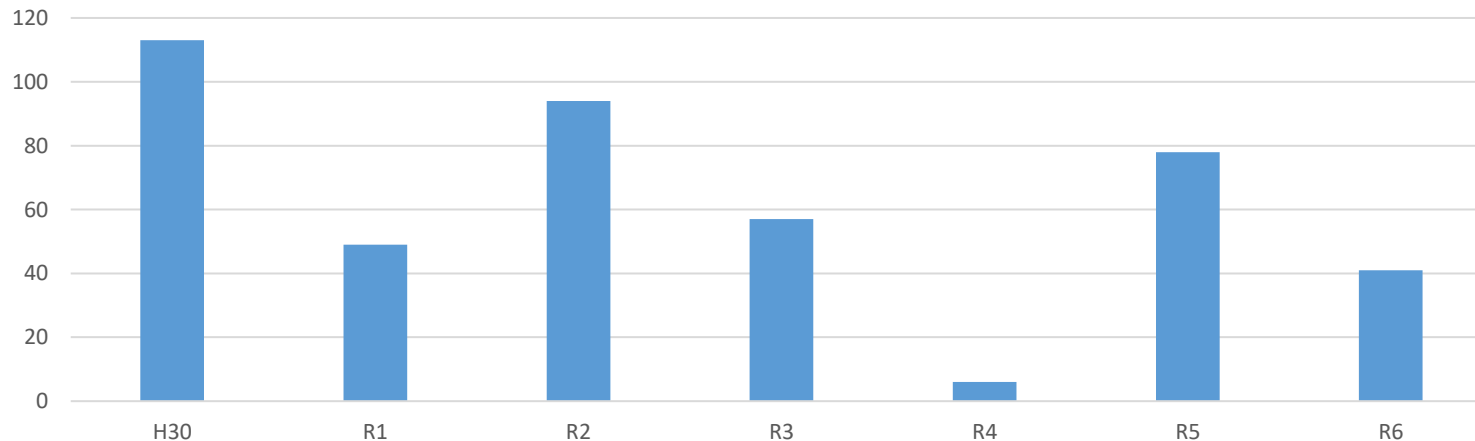
- ・修了証有効期間内の研修会修了医師数 125名（R7.4.1現在）

### ○研修内容

- ・肝炎治療に関する最新情報、肝炎治療費助成制度 等

- R7更新対象者（R4修了者）6名中3名が更新予定。新規申込者は13名。
- ➔ 引き続き更新対象者の受講漏れを防ぐとともに、新規研修会修了医師が増えるよう周知を図る。肝疾患専門医療機関、県医師会等に周知の他、更新対象者には個別に受講案内。

年度別修了者数



医師の負担軽減のため、令和2年度の修了者から有効期間を2年→3年に延長

# 7 本県の肝疾患診療連携体制



## 肝疾患診療連携拠点病院 (2か所)

◆肝疾患に関する情報提供、肝炎患者等への相談支援、医療従事者への研修等の機能を備える医療機関で、都道府県で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、茨城県では2病院を指定。

医療機関名	所在地
(株)日立製作所日立総合病院	日立市
東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町

## 肝疾患専門医療機関 (31か所)

◆地域の身近な医療機関で、治療と療養を継続できるよう、難病診療連携拠点病院やかかりつけ医と連携し、医療を提供します。

令和7年12月1日現在

2次医療圏	No.	医療機関名	登録期限
水戸 (5)	1	水戸済生会総合病院	R8.3.31
	2	水戸中央病院	R9.3.31
	3	(医)志村病院	R9.3.31
	4	茨城県立中央病院	R8.3.31
	5	(独)国立病院機構水戸医療センター	R8.3.31
日立 (2)	6	(株)日立製作所日立総合病院	R8.3.31
	7	(医)愛宣会ひたち医療センター	R8.3.31
常陸太田・ ひたちなか (2)	8	(医)博仁会志村大宮病院	R8.3.31
	9	(株)日立製作所ひたちなか総合病院	R10.3.31
鹿行 (3)	10	(医)善仁会小山記念病院	R8.3.31
	11	神栖済生会病院	R8.3.31
	12	(社福)白十字会白十字総合病院	R8.3.31
土浦(1)	13	総合病院土浦協同病院	R8.3.31

2次医療圏	No.	医療機関名	登録期限
つくば (5)	14	(一財)筑波薮仁会筑波学園病院	R8.3.31
	15	筑波大学附属病院	R8.3.31
	16	(医)筑波記念会筑波記念病院	R8.3.31
	17	(医)社団筑三会筑波胃腸病院	R10.3.31
	18	筑波メディカルセンター病院	R9.3.31
	取手・竜ヶ崎 (7)	19	龍ヶ崎済生会病院
20		JAとりで総合医療センター	R8.3.31
21		取手北相馬保健医療センター医師会病院	R8.3.31
22		(社医)若竹会つくばセントラル病院	R8.3.31
23		(医)常仁会牛久愛和総合病院	R8.3.31
24		(医)盡誠会宮本病院	R8.3.31
25		東京医科大学茨城医療センター	R8.3.31
筑西・下妻 (2)		26	(医)杏仁会大園病院
	27	(医)光潤会平間病院	R10.3.31
古河・坂東 (4)	28	友愛記念病院	R8.3.31
	29	古河赤十字病院	R8.3.31
	30	(医)清風会ホスピタル坂東	R10.3.31
	31	茨城西南医療センター病院	R8.3.31

# 8 肝炎ウイルス検査結果の告知に関するアンケート



○調査対象: 肝疾患専門医療機関

○調査時期: R7.10～R7.11

## 【肝炎ウイルス検査の結果説明方法】

- a 陽性、陰性の結果にかかわらず、結果を文書で交付し、説明している
- b 陽性、陰性の結果にかかわらず、結果を文書で交付しているが、特に説明はしていない
- c 陽性、陰性の結果にかかわらず、結果を口頭のみで説明している
- d 陽性の場合のみ、結果を文書で交付し、説明している
- e 陽性の場合のみ、結果を文書で交付しているが、特に説明はしていない
- f 陽性の場合のみ、結果を口頭で説明している
- g 主治医に一任している（病院としての方針は決まっていない）
- h 陽性、陰性の結果にかかわらず、説明していない
- i その他

## 【対象者別回答数】

入院における  
観血的処置

選択肢	回答数	回答率
a	14	48.3%
b	1	3.4%
c	2	6.9%
d	1	3.4%
e	0	0.0%
f	7	24.1%
g	4	13.8%
h	0	0.0%
i	0	0.0%

29

通院における  
観血的処置

選択肢	回答数	回答率
a	12	48.0%
b	0	0.0%
c	3	12.0%
d	2	8.0%
e	0	0.0%
f	5	20.0%
g	3	12.0%
h	0	0.0%
i	0	0.0%

25

18

# 9 令和7年度の肝炎対策に係る取組状況について (R7.12月末時点)

## 重症化予防事業

### 【目的】

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

- 肝炎ウイルス検査
  - ➔ **肝炎ウイルス検査勸奨のための普及啓発**
- B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談体制整備
- 陽性者のフォローアップの有効的な受診勸奨の検討、情報提供
- 初回精密検査及び定期検査費用のリーフレットやSNSを利用した周知及び助成

- ★ 保健医療部X等を活用した普及啓発
- ★ 各種会議等において好事例の情報提供

## 肝疾患診療連携拠点病院事業

### 【目的】

肝疾患患者が良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、地域における肝疾患診療の向上、均てん化、地域で生活する肝疾患患者等の療養上・生活上の悩みや不安などの軽減を図り、地域における支援対策について推進を図る。

- 肝疾患相談支援センターの運営
- 勉強会・連絡協議会の開催
- 肝炎医療研修会
- 肝炎医療コーディネーター養成講習会
  - ➔ **介護職員等への開催周知**
  - 市町村担当者会議等での受講勸奨**
- 普及啓発（住民向け講演会等）

- ★ 保健医療部X等を活用した普及啓発
- ★ 健康増進課長等会議等において、好事例の情報提供
- ★ 肝炎医療コーディネーター養成講習会・ステップアップ講習会の個別勸奨
- ★ 関係機関との連絡会（年3～4回）
- ★ 肝疾患専門医療機関を対象とした肝炎医療コーディネーター意見交換会（予定）

## 肝炎治療特別促進事業

### 【目的】

B型・C型肝炎ウイルスに対する抗ウイルス治療の医療費を助成することにより、患者の医療機関受診を容易にし、肝炎の早期治療を促進することにより、肝がんの予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図る。

- C型肝炎ウイルスの根治を目的として行われるインターフェロンフリー治療及びインターフェロン治療の医療費助成
- B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療の医療費助成

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

### 【目的】

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、国の研究班における肝がん・重度肝硬変治療に係るガイドライン作成に活用するなど、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。

- B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成

## 肝疾患診療連携拠点病院における事業実施状況

(令和 7 年 12 月末現在)

拠点病院名：株式会社日立製作所日立総合病院

## 1 肝疾患相談支援センター事業

## (1) センター概要

・開設日時 平日 10:00～16:00

・従事者等

配置人数	職種	対応状況
8名	医師 看護師 管理栄養士 事務員	患者や家族及び地域の医療機関等からの肝疾患に関する相談に対応。 また、一般的な診療相談、生活面や心理面の相談等さまざまな相談を受け付ける。

## (2) 相談件数

事項	相談者			
	患者	家族	その他	計
電話相談	12	2	1	15
面談	44	2	0	46
その他	0	0	0	0
計	56	4	1	61

## (3) 相談内容

病気自体に関して	27件
病気の治療に関して	9件
医療費助成制度に関して	6件
肝炎ウイルス検査に関して	15件
日常生活上の留意点に関して	7件
医療機関に関して	1件
病気の偏見・差別について	1件
生活支援について	0件
仕事・就労支援について	0件
肝炎訴訟について	1件
その他	5件

## 2 研修会等の実施状況

事業内容（対象者）	実施日	テーマ及び講師	参加者数（人）
① 肝炎医療研修会 （医師）	2025/12/5 ～12/18 WEB 配信	令和7年度肝炎医療研修会 講師：池上 正・鴨志田 敏郎	19 人
② -1 肝炎医療コーディネーター養成講習会 （医療従事者，行政職員等）	2025/11/30 10 時 00 分 ～16 時 30 分 現地開催	令和 7 年度第 2 回肝炎医療コーディネーター養成講習会 講師：鴨志田 敏郎・池上 正 會田 美恵子・阿曾 有利子 柿木 信重・浜野 由花子	52 人
②-2 肝炎医療コーディネーターステップアップ講習会	2026/1/18 9 時 00 分 ～12 時 00 分 現地開催	令和 7 年度茨城県肝炎医療コーディネーターステップアップ講習会 講師：鴨志田 敏郎・會田 美恵子 鈴木 和美	47 名
③ 肝臓病教室 （一般市民）	①2025/6/6	① 第 41 回肝臓病教室 自己免疫性の肝疾患とは？ 鴨志田敏郎 自己免疫性疾患の検査 検査科 自己免疫性疾患のお薬 薬務局 運動と免疫の関係 リハビリ 自己免疫性疾患とお口の健康 歯科 食事と栄養は？ 栄養科	①16 名
	②2025/11/7	② 第 42 回肝臓病教室 肝細胞がん治療の最新情報 鴨志田敏郎 肝細胞がんを小さく見つけるために 検査科 肝細胞がん治療のお薬 薬務局 がんと運動と免疫の関係 リハビリ がんとお口の健康 歯科 肝細胞がんの食事療法 栄養科	②18 名
	③2026/1/30 （予定）	③ 第 42 回肝臓病教室	③ 名
④ 肝疾患専門医療機関連絡協議会 （肝疾患専門医療機関）	2026/2/23 （予定）	①肝炎対策をめぐる動向 ②拠点病院の取り組み 肝疾患相談支援センター相談実績、 講習会・肝臓病教室の開催実績、 次年度の活動計画	16 名 （予定）
⑤ その他	2025/8/2 13 時 30 分 ～16 時 00 分 現地開催	肝がん撲滅運動 講師：池上 正・鴨志田 敏郎 松下 真嘉・柴田 百合恵 高本 偉領	34 名

3 広報啓発事業【R7年度新規事業】

肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行うため、ポスター、リーフレットを作成し、関係機関へ送付するほか、研修会等で配布する。

(1) 作成内容 (予定)

・

(2) 送付先

医師会等関係団体、関係医療機関、関係薬局、市町村、県保健所

(3) 送付時期 (予定)

令和7年 月

4 その他

## 肝疾患診療連携拠点病院における事業実施状況

(令和 7 年 11 月末現在)

拠点病院名：東京医科大学茨城医療センター

## 1 肝疾患相談支援センター事業

## (1) センター概要

- ・開設日時 平日 10:00～16:00

- ・従事者等

配置人数	職種	対応状況
1名	看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者や家族及び地域の医療機関等からの肝疾患に関する相談に対応。</li> <li>・一般的な診療相談、生活面や心理面の相談等さまざまな相談にも対応して対応。</li> <li>・社会支援へのサポート：助成制度の案内、相談窓口の紹介（地域包括支援センター、保健所など）多職種連携、両立支援、患者会の案内など</li> </ul>

## (2) 相談件数

事項	相談者			
	患者	家族	その他	計
電話相談	26	15	6	47
面談	97	24	4	125
その他	1	0	0	1
計	124	39	10	173

## (3) 相談内容

- ・肝疾患の治療について：治療方針の情報提供、肝炎(核酸アナログ製剤、インターフェロノンフリー)治療等について
- ・症状、副作用についての情報提供
- ・症状、副作用への対応方法について
- ・受診方法や入院治療の流れについて
- ・治療に関する不安の傾聴
- ・肝疾患の検査について
- ・助成制度について：肝炎ウイルス検査初回精密助成、肝炎治療費助成および肝がん・重度肝硬変入院・通院医療費助成、肝炎治療後の定期検査費用の助成
- ・肝疾患自体に関して
- ・日常生活の留意点について

- ・病気の偏見・差別に関して
- ・肝炎訴訟について
- ・特定難病特定医療費支給認定の手続きについて
- ・身体障害認定の手続きについて
- ・相談窓口の紹介(地域包括支援センター、保健所など)
- ・社会資源を踏まえた包括的支援
- ・両立支援

## 2 研修会等の実施状況

事業内容 (対象者)	実施日	テーマ及び講師	参加者数 (人)
① 肝炎医療研修会 (医師)	12/5～ 12/18	第1回肝炎医療研修会 講師：池上 正・鴨志田 敏郎	日立総合病院
② -1 肝炎医療コーディネーター養成講習会 (医療従事者, 行政職員等)	7/13	第1回肝炎医療コーディネーター養成講習会 講師：鴨志田 敏郎・池上 正	64人
②-2 肝炎医療コーディネーターステップアップ講習会			
③ 肝臓病教室 (一般市民)	9/6		12人
④ 肝疾患専門医療機関連絡協議会 (肝疾患専門医療機関)			
⑤ その他			

## 3 広報啓発事業【R7年度新規事業】

肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行うため、ポスター、リーフレットを作成し、関係機関へ送付するほか、研修会等で配布する。

(1) 作成内容 (予定)

・

(2) 送付先

医師会等関係団体、関係医療機関、関係薬局、市町村、県保健所等

(3) 送付時期 (予定)

令和8年1月

## 4 その他

### 重症化予防事業

#### 【目的】

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

- 肝炎ウイルス検査  
→ **肝炎ウイルス検査勸奨のための普及啓発**
- B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談体制整備
- 陽性者のフォローアップの有効的な受診勸奨の検討、情報提供 → **好事例等の共有**
- 初回精密検査及び定期検査費用のリーフレットやSNSを利用した周知及び助成

### 肝疾患診療連携拠点病院事業

#### 【目的】

肝疾患患者が良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、地域における肝疾患診療の向上、均てん化、地域で生活する肝疾患患者等の療養上・生活上の悩みや不安などの軽減を図り、地域における支援対策について推進を図る。

- 肝疾患相談支援センターの運営
- 勉強会・連絡協議会の開催
- 肝炎医療研修会
- 肝炎医療コーディネーター養成講習会  
→ **介護職員等への開催周知**  
**市町村担当者会議等での受講勸奨**
- 普及啓発（住民向け講演会等）

### 肝炎治療特別促進事業

#### 【目的】

B型・C型肝炎ウイルスに対する抗ウイルス治療の医療費を助成することにより、患者の医療機関受診を容易にし、肝炎の早期治療を促進することにより、肝がんの予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図る。

- C型肝炎ウイルスの根治を目的として行われるインターフェロンフリー治療及びインターフェロン治療の医療費助成
- B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療の医療費助成

### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

#### 【目的】

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、国の研究班における肝がん・重度肝硬変治療に係るガイドライン作成に活用するなど、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。

- B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成